

<論文 (会計学) >

当期純利益情報の混乱 — 資本維持の観点から —

小 野 正 芳

要旨

本稿は、利益計算の基礎となる維持すべき資本の観点から考察し、日本およびIFRSのもとで計算・表示される当期純利益と包括利益の同質性が担保されておらず、投資家はその点に注意を払う必要があることを指摘している。

投資家による企業価値評価の際に必要な資産・負債の価値変動を反映した情報が、純資産変動を表す包括利益であり、包括利益計算における維持すべき資本は、将来キャッシュフロー獲得能力を表す期首純資産となる。

また、事業活動の効率性を評価する際に必要となる、インプット・アウトプットを表す情報が、収益・費用の差額たる純利益であり、複数の維持すべき資本が想定されうる。

リサイクルなしであれば、収益・費用は資産・負債の変動とリンクし、純利益は期首純資産が維持すべき資本とする利益となる。一方、リサイクルありの場合には、純資産の増減がなくても純利益が計上されうるため、純利益は期首純資産を維持すべき資本とした利益ではなくなる。この場合、包括利益と純利益は概念レベルで異なる利益となる。

キーワード

包括利益 当期純利益 維持すべき資本 将来キャッシュ・フロー獲得能力
公正価値 リサイクル

1. 問題意識

2010年6月に、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）より企業会計基準第25

号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下、会計基準第25号)が公表され、我が国においても2011年3月31日以降に終了する連結会計年度より、純利益の計算・表示に加えて、包括利益の計算・表示が義務付けられることとなった。国際的には、国際会計基準審議会(以下、IASB)より公表されている国際会計基準第1号「財務諸表の表示」(以下、IAS第1号)によって、包括利益の計算・表示が求められており、会計基準第25号はIAS第1号とのコンバージェンスの役割も担っている(ASBJ [2010] 第20項)。会計基準第25号により、包括利益の表示が、国際的にも同等のものとなった。

会計基準第25号とIAS第1号は、いずれも純利益を計算・表示した後でその他の包括利益を加減算し、包括利益を計算・表示するという形式であり^(注1)、同様の情報を提供しているかのように見える。しかし、同じその他の包括利益項目であっても、会計基準第25号に基づくトリサイクルがなされるが、IAS第1号に基づくトリサイクルされないといった場合もある。例えば、純投資目的以外で所有する有価証券評価損益が該当する。当該有価証券の評価損益に関して、会計基準第25号に基づく場合もIAS第1号に基づく場合も、当期の評価損益はその他の包括利益に計上され、包括利益の構成要素となる。一方、会計基準第25号のもとでは売却時に過去の評価損益がリサイクルされるため、純利益に含まれる売却損益は取得原価と売却価格の差額を表すのに対して、IAS第1号のもとでは過去の評価損益はリサイクルされないため、純利益に含まれる売却損益は前期末の時価と売却時の時価の差額(当期の値動き分)である。同様の有価証券に対して同様の処理を求めているにもかかわらず、計算が異なることによって、利益数値の意味が異なっていることは、注目すべき点である。同じ項目に対する複数の処理が認められることによって生じる比較可能性の低下ではなく、同じ項目を同様に処理しているにもかかわらず生じる比較可能性の低下が生じるのである。

これは、情報内容の同質性が確保されていない可能性を意味する。つまり、本稿の基本的な問題意識は、会計基準第25号における包括利益とIAS第1号に

おける包括利益は同じことを意味する利益数値なのか、会計基準第25号における純利益とIAS第1号における純利益は同じことを意味する利益数値なのか、ということであり、言い換えれば財務諸表利用者に対して同じ情報を開示・伝達することが意図されているのであろうか、ということである。

本稿では、以上のような問題意識に基づいて、次のような検討を行いたい。

最初は、情報ニーズである。情報利用者に対して、情報利用者が求める情報を会計が提供すべきであるという点について異論はほとんどないであろう。問題は、誰が情報利用者で、どんな情報を必要としているかということである。情報利用者の代表例として投資家を挙げることができよう。投資家は企業が生み出した価値を還元してもらおうべく企業に投資しているであろうから、それを判断する情報を必要としているであろう。このような投資家に対して、会計はどのような情報を提供すればよいのであろうか。包括利益と純利益は投資家のどのような情報ニーズを満たすのかという問題である。

情報ニーズが明らかになれば、次に検討すべきは、情報利用者が必要としている情報をどのように作りだせばよいかということである。企業価値を評価するために情報を使う利用者のために、包括利益および純利益がどのように測定されていけば、有用な情報となるのであろうか。

以上を踏まえたうえで、包括利益および純利益の計算が依拠している維持すべき資本の観点から考察を行いたい。そもそも、会計では企業の継続性（ゴーイング・コンサーン）が前提とされている（井上 [1999] 29–31頁、IASB [2010] par.4.1）。そして、会計計算を行ううえで、企業の継続性が最も考慮されるべき領域は維持すべき資本の設定であろう。企業を継続させるためには、そのために必要な額を収益から確保する（井上 [2008] 59頁）、すなわち、維持すべき資本を超える回収額を利益とする必要がある。つまり、利益計算と資本維持は表裏一体の関係にあるのであり、利益計算の問題を考えるうえで資本維持の問題を考える必要がある。

包括利益の議論に関しては、「会計にとっての古くて新しい対立構図の中で

長い間議論されてきた資本維持の視点が埒外に置かれているという点で特筆に値する（辻山 [1995] 11-12頁）」との指摘がある。企業の継続性が会計の前提である限り、資本維持の観点から包括利益や純利益を検討することが必要なのである。

2. 投資家による情報ニーズ

1990年前後から、様々な項目を公正価値によって評価・測定することが求められるようになった。その根拠として、公正価値情報の目的適合性と利益管理の排除が挙げられる（草野 [2004] 42-44頁）。ここでは特に公正価値情報の目的適合性に注目したい。

財務報告は投資家に対して投資意思決定に有用な情報を提供することを目的としており（ASBJ [2006] 第2項、IASB [2010] OB2）、投資意思決定有用性の中心的な意味内容は、投資家にとっての企業価値の推定に役立つことである（桜井 [2010] 43頁）^(注2)。

そして、投資家は、企業がその価値を増加させ、その中から配当という形でどれだけ果実を得ることができるか、あるいは企業価値とリンクしているであろう株価の上昇というかたちでどれだけ果実を得ることができるのかを知りたがっている^(注3)。つまり、企業がその価値をどのくらい増加させたのかに最も関心を持っているであろう。だからこそ、財務報告の目的の1つとして企業価値の推定に有用な情報を提供することが挙げられるのである。

企業価値を推定するためには、一定の項目^(注4)に関して、公正価値による評価・測定が有用であるという主張がなされる。市場価格などの客観的な公正価値と現在価値のような主観的な公正価値が存在しうるのが、「すべての市場において適用され、公正価値に共通するのは現在価値としての主観的公正価値であり、それが公正価値概念の基点である（古賀 [2010] 19頁）」^(注5)。そしてそのような様々に決定される公正価値の中から、市場参加者による視点に基づいて権威ある基準設定機関によって、実際の会計処理に適用される具体的公正

価値が決定される（古賀 [2010] 18頁）。投資家にとっての企業価値が将来収益の割引現在価値に他ならない（砂川 [2010] 32頁）とすれば、企業価値を推定したいと考えている投資家（IASB [2010] OB 3 – OB 4）にとって、基準設定機関によって適用が求められる具体的公正価値（以下、単に公正価値という）が投資家の求める情報となりうるのである^(注6)。

企業価値は、期首資本＋株主資本に対する将来利益の割引現在価値合計として求められる（桜井 [2010] 43頁）^(注7)。現在すでに存在する資本に将来獲得できると予測される利益を合計したものを企業価値とするわけである。

ここで期首資本は、期首時点ですでに存在する企業価値を構成する要素の一部ということができる。企業が所有する資産の価値が増加したのであれば、それによって企業価値も増加したはずであるからである。したがって、ここでの期首資本にはできる限り公正価値が反映されるべきである。Aboody et al. [1999] によると、有形固定資産に限定された議論ではあるが、再評価剰余金^(注8)は株価と正の有意な関係があることが確認されている（Aboody et al. [1999] pp.175–176）。つまり、有形固定資産の公正価値の変動を表す再評価剰余金が存在することによって企業価値が増減し、それが株価に表現されていると解釈できるのである。このように、企業が所有する資産の状況を公正価値によって表すことは投資家が企業価値を評価する際の助けとなる。

さらに、期首資本に加えて、将来利益という形で新たな企業価値が上乘せされる。将来利益を財務諸表に直接的に計上することはできないので、投資家自らが当該企業の過去の実績を使って予測を行う必要がある。具体的には、当該企業の過去の事業活動の効率性の評価が必要である（IASB [2010] OB16）。期間ごとに財務報告が行われ、期間ごとに企業活動の成果が問われるのであるから、期首の企業の状態をその評価の基準点とすべきである。

この評価のために有用なのが純利益である。なぜなら、アウトプットとインプットの差として計算される純利益は、現在の事業を将来も続けるかどうかを含めた将来の予測に適用できる評価指標だからである（斎藤 [2009] 228頁）。

効率的でない事業を続けることは合理的ではないから、純利益を評価することで過去の活動の効率性を評価でき、それが将来利益の予測に役立つ。と同時に、将来利益は将来の存続可能性を前提とするのであるから、純利益の評価によって企業の存続可能性の評価が同時になされることになる。企業の継続性が会計の前提となっているのと同時に、企業価値の評価の一部として過去の実績から企業の存続可能性を読み取ることが求められる。すなわち、この点から、資本維持の観点からの検討が求められるのである。

そして、将来利益予測の基準たる期首の企業の状態は、公正価値が反映された数値であるべきである。様々な企業活動のための意思決定が割引現在価値に基づいて行われるものと考えれば^(注9)、基準設定機関によって主観的公正価値の中から実際の処理に使われるべきものとして抽出された公正価値が反映されたものを期首の企業の状態と見なすべきであり、その期首の状態に基づく一期間の成果が評価されるべきである。このように、将来利益の予測にとって最も重要なのは、期首の状態に基づいてなされた当期の活動の成果を表す純利益である^(注10)。

以上のように、一定の項目^(注11)を公正価値によって評価・測定することによって、投資家が企業価値の推定を行う際に有用な情報を作り出す。そして、公正価値による評価・測定の際に生じる評価差額をその他の包括利益としてまとめ、包括利益が貸借対照表の純資産の変動と連携する状態、いわゆるクリーン・サープラス関係を作り出す。ここでいうクリーン・サープラスは包括利益が純資産の変動と等しくなる関係のことをさし、包括利益が一定の項目に関する公正価値が反映された純資産の変動を表すため、包括利益は企業価値の変動を推定するための情報となる。さらに、包括利益には純利益が含まれており、純利益により今後上乘せられるであろう企業価値増加分を推定するとともに、企業の継続性をも評価できる。

これらが包括利益の計算・表示を必要とする根拠であり、日本でもIASでも、投資家が投資意思決定を行う上で有用な情報を提供することを目的に据え、そ

の具体的手法として包括利益計算書と貸借対照表の連携を維持すること、企業価値を推定する基礎となる将来キャッシュフローの予測に役立つこと、という役割を求めている（赤城 [2011] 103頁）といえる。

3. 情報ニーズを満たす利益測定モデル

前節における検討から、投資家による包括利益と純利益に対するニーズが確認できた。純利益を含む包括利益は企業価値の評価を行うために必要とされ、さらに純利益は企業の継続性の評価を行うためにも必要とされる。それぞれの利益が担っている役割が異なるのであれば、その計算は独立したものとなりえよう。

利益は差額概念であるから、利益を計算するためには利益を計算するための要素を決定しなければならない。そのためのアプローチとして資産負債アプローチと収益費用アプローチがある（上野 [1998] 1頁）。

資産負債アプローチによる会計は、企業にキャッシュ・インフローをもたらす将来の経済的便益に焦点を当て、それを資産とし、企業にキャッシュ・アウトフローを生じさせる将来の経済的便益の犠牲を負債とする。資産と負債の差額が純資産とされるので、純資産は将来の正味キャッシュフローの獲得能力を意味することになる。そして、純資産の変動を利益と考える（FASB [1976] pars. 91, 149, 194）。将来の正味キャッシュフローは企業の価値を構成するものであるから、資産負債アプローチによって算定される利益は企業価値の評価を行うために有用な指標となる。したがって、投資先がどの程度の企業価値を持ち、そのための投資ポジションがどのようになっているかを判断基準とする投資スタイルをもつ投資家にとって、このアプローチは有効である（富田 [2011] 20頁）。前節で述べたように、ASBJやIASBが想定している投資家は、企業の価値を評価しようとしている投資家であり、その投資家にとっては資産負債アプローチが有用であるということになる。

資産負債アプローチでは、資産を鍵概念として、負債は資産の犠牲として、

純資産が資産と負債の差額として、収益は資産の増加・負債の減少として、費用は資産の減少・負債の増加として定義される。その上で、包括利益が、資本提供者との直接的な取引から生じる部分を除く資産と負債の差額たる純資産の変動と定義される（ASBJ [2010] 第4項、IASB [2011] par. 7）。したがって、企業価値を評価するために資産および負債を公正価値によって評価・測定した結果として計算される包括利益は、前節で述べた投資家が企業価値を評価するために適した指標となりうる。

もう1つの収益費用アプローチは、事業活動のアウトプットとインプットに焦点を当てる。アウトプットとインプットを財務的に表現したものが収益と費用であり、収益と費用の差額が利益である（FASB [1976] par.38）。つまり、収益費用アプローチによる会計は、企業がいかにインプットを効率的に行い、アウトプットを生み出したのかを表現している。したがって、投資先となる企業の、各会計期間におけるインプット・アウトプットの効率性を評価し、どれほどの価値を創造してきたかを判断基準とした投資スタイルをもつ投資家にとって、このアプローチは有効である（富田 [2011] 19頁）。すなわち、収益費用アプローチによる利益は、前節で示した事業活動の効率性を評価するために役立つ。

収益費用アプローチは配分と対応で特徴付けられる（井上 [2008] 10頁）。収益費用アプローチによる会計で表現される利益は、まとめて行われた（あるいは行われるであろう）インプットを当期分と次期以降分に配分し、それを当期のアウトプットと対応させることによって求められる。純利益の計算は、資産・負債の価値の変動とは独立したこの収益費用アプローチと関連づけられるのであり、（何らかのインプットに関する）事業意思決定の効率性およびその成果を評価するために適した指標となりうる。

ただし、ここで、事業に関する意思決定は期首の企業の状態を前提として行われ、期首の状態に基づいて配分されるインプットと産出されたアウトプットが対応させられるという点に注意しなければならない。この配分と対応は、期

首以降の資産価値の変動からは独立であるが、期首の資産との関連はもっている。つまり、公正価値で評価・測定されている期首資産を配分するという点で、その後の資産価値の変動とは独立なのである。したがって、収益費用アプローチは、資産の評価・測定から完全に独立しているのではない。言い換えれば、収益費用アプローチは資産負債アプローチとは全く異なるのではなく、資産負債アプローチに包含されるのである^(注12)。

会計基準第25号およびIAS第1号では、資産負債アプローチに基づく包括利益に収益費用アプローチに基づく純利益が含まれる。「収益費用観と資産負債観とは同一平面上で議論できるような対立の位置にない（「ねじれの位置」という関係にある）（徳賀 [2011] 95頁）」^(注13)のであり、資産負債アプローチに基づいて決定される利益と収益費用アプローチに基づいて決定される利益が併存することは、矛盾したこととはいえない。アメリカを対象とした議論ではあるが、資産負債アプローチに基づくと解釈される会計基準であっても、収益・費用を決定する際に収益費用アプローチが否定されているわけではない（大塚 [2003] 77頁）との指摘もある^(注13)。

以上のように、投資家が企業価値を評価するために必要な包括利益は、資産を鍵概念とし、資産の変動によって利益が決定される資産負債アプローチに基づく利益であるといえ、事業の効率性および成果を評価するための純利益は、収益費用アプローチに基づき、期首以降の資産価値の変動からは独立して決定される利益であるといえる。会計基準第25号やIAS第1号においては、純利益および包括利益の計算・表示が求められており、1つの計算体系の中に、測定アプローチの異なる利益が混在しているということになる。

4. 利益測定モデルと維持すべき資本

前節で述べたように、包括利益および純利益はその測定アプローチが異なる利益である可能性を指摘できた。この点を資本維持の観点から改めて検討してみよう。

資産負債アプローチに基づく利益である包括利益は、資産と負債の差額たる純資産の変動である。したがって、包括利益は、株主との直接的な取引による増減分を除いて、期首の純資産を超える期末の純資産ということになり、その維持すべき資本は期首の純資産である。つまり、企業価値の増加分を評価するために用いられるであろう包括利益を計算する際の基礎となる維持すべき資本は期首の純資産である。包括利益を計算する会計における期首の純資産は公正価値によって評価・測定された結果なのであるから、包括利益は「期首における公正価値を維持すべき資本として計算される（小野 [2010] 37頁）」利益である。そして、公正価値の基点は現在割引価値、つまりは、将来のキャッシュ・インフローである。現実の会計基準では、種々の主観的な現在割引価値の中から市場参加者の視点で基準設定機関が選択した公正価値が適用されるのであるから、ここでの公正価値は市場参加者が企業に将来流入するであろうキャッシュ・インフローと予測している額となる。言い換えれば、期首純資産は期待されるキャッシュフロー獲得能力を表す。したがって、包括利益計算は、期首時点において測定された、市場参加者が予測する（期待する）「キャッシュ・インフローを維持すべき資本としたうえでの利益計算（小野 [2010] 37頁）」がなされているといえる。

そして、包括利益の計算過程で純利益も計算されることになるが、ここで計算される純利益は、企業の期首の状態に基づくインプットとアウトプットを反映していることが求められる。企業の期首の状態に基づいて、配分と対応によって純利益が計算されるのである。資産をイメージして考えてみよう。企業の期首の資産は期首時点での公正価値に基づいて測定されている。当該資産を利用した活動が行われた場合、その期首における公正価値が配分されて、当該資産の利用によって産出された成果と対応させられ、その残余が純利益とされる。このように考える限り、純利益も期首の公正価値に基づいて測定される利益であるといえ、純利益も包括利益も期首における公正価値を維持すべき資本とする利益であるといえよう。

しかしながら、リサイクル（組換調整）という手続きが適用されることにより、純利益を計算する際の維持すべき資本が変わってくる。リサイクルとは以前の期間にその他の包括利益に含められていた評価損益を、その実現時点で純利益の計算に組み込むことである。そのため、リサイクルが行われると純利益計算のために配分されるインプットが、過去の差額分だけ調整される。

例えば、トレーディング以外の目的で所有する有価証券を所有している（第1期中に購入した）としよう。当該有価証券は第1期末には公正価値で測定され、純資産にも当該有価証券に関する公正価値が反映される。それが包括利益の一部（その他の包括利益）として表現されることによって、企業価値の評価に有用な情報となりうる。そして、第2期中に当該有価証券が売却された場合には、第2期首（第1期末）における公正価値と売却時点の差額だけが純利益に含まれるのではなく、第1期中の公正価値の変動も純利益に含まれることになる^(注14)。つまり、第2期中に、公正価値の変動がなかったとしても、第1期の公正価値の変動分が純利益として計上されるのであり、株主との取引を除く純資産の変動はないにもかかわらず利益が存在することになる。このような純利益の計算は、期首の純資産を維持すべき資本とする包括利益の計算とは異なることになり、先の有価証券の例でいえば、取得原価に基づいて利益を計算することになることから、言い換えれば名目資本を維持した上で得られた回収余剰を求める計算であるということになる。このように、リサイクルが存在する場合には、包括利益計算の基礎となる維持すべき資本と純利益計算の基礎となる維持すべき資本が異なることになる。

前節で述べたように、資産負債アプローチと収益費用アプローチは相対するものではなく、包括利益と純利益が独立に計算されうる。以上で検討したように、包括利益およびリサイクルが適用されない場合の純利益は、公正価値が反映されている期首純資産、すなわち、期首における将来キャッシュフロー獲得能力が維持すべき資本とされているのに対して、リサイクルが適用される場合の純利益は名目資本、すなわち過去のキャッシュ・アウトフローが維持すべき

資本とされており、独立した計算が行われている。

会計基準第25号ではその他の包括利益のすべての項目についてリサイクルが求められる（ASBJ [2010] 第9項）ため、包括利益は期首純資産を維持すべき資本とする利益であり、純利益は名目資本を維持すべき資本とする利益ということができる。

一方、IAS第1号ではリサイクルが求められるその他の包括利益項目と求められない項目が存在する（河合 [2011] 178-179頁）。したがって、包括利益は期首純資産を維持すべき資本とする利益であり、会計基準第25号で計算される包括利益と同じ維持すべき資本が想定されているといえる。しかし、純利益計算において、リサイクルが適用される部分については名目資本を維持すべき資本とする計算であり、リサイクルされない部分については期首純資産を維持すべき資本とする計算になっている。このことからわかるように、包括利益を計算・表示する過程は同様に表現されるときも、計算される利益の基礎となる概念が異なっているのである。

5. おわりに

以上、考察してきたように、会計基準第25号における包括利益および純利益の計算・表示とIAS第1号における包括利益および純利益の計算・表示は、表面上は同様のものであるように見える。しかしながら、企業の価値を評価するための要素である将来利益の現在割引価値を求めるために必要とされる純利益の内容は会計基準第25号とIAS第1号とで異なるものとなっていた。リサイクルが全面適用される会計基準第25号においては名目資本を維持すべき資本とする純利益が計算されているのに対して、IAS第1号における純利益は維持すべき資本が混在しており、両者が同じ情報を提供しているとはいえない状態となっている。さらに、リサイクルがなされる場合には、以前包括利益において示された損益がもう一度純利益において表示され、リサイクルがなされない場合には包括利益か純利益に一度だけ損益が表示される。

このように、会計基準第25号とIAS第1号とでは、リサイクルによって純利益の意味が異なり、それは維持すべき資本が異なることを意味している。計算書においては、包括利益や純利益といった同じ名称が付されていることから、情報利用者は、計算書における会計基準第25号における包括利益とIAS第1号における包括利益が同等のものであり、会計基準第25号における純利益とIAS第1号における純利益が同等のものであるととらえるかもしれない。しかしながら、その意味は異なるのであり、会計基準第25号とIAS第1号とでは、利益計算のベースとなっている維持すべき資本が異なるという事実を知った上で、これらの情報を扱う必要がある。

(注)

- (1) 会計基準第25号、IAS第1号ともに、一計算書アプローチと二計算書アプローチが認められている（ASBJ [2010] 第11項、IASB [2011] par.81）。
- (2) 企業価値は将来の収益力などによって変動するものであるが、将来の収益力といった要素の測定には限界がある。したがって、会計は、測定可能性という制約のもとで、できるかぎり企業価値を構成する様々な要素を測定することが必要となる。
- (3) ここで企業価値と株価は異なるものと考えている。企業価値は収益力といった企業固有の能力に基づくものであるが、株価は、例えば市場参加者のセンチメントといった企業固有の能力とは全く別のところで決定される要素にも影響されるからである。ただし、企業の収益力が高まればそれが株価にプラスに働くことは容易に想像できるため、企業価値は株価を決定する主要な要素であると考えている。
- (4) 有価証券や海外子会社の資産・負債などがその例である。
- (5) なぜなら、「現実的シナリオでは、多くの資産・負債について市場が不完全で流動性に乏しかったり、市場がほとんど整備されていないので、測定額は経営者の客観的見積りによる現在価値に依存せざるを得ない（古賀 [2010] 19頁）」からである。
- (6) なお、現在、「IFRSが投資家、特に国際間資金移動を資本市場で担う投資家に対して、その投資家が意思決定に利用する情報提供のためにあるということは、かなりわかってきたというか、そのような理解へのコンセンサスが得られてきた（企業会計審議会 [2010] 黒川発言）」状態であり、そのような国際間資金移動を資本市場で担う投資家の一人であると思われる窪田は「時価評価が浸透し、帳簿価格に表れていない含み損

益が表に出てくることは、投資家として基本的に歓迎する（窪田 [2011] 106頁）」と述べている。これはASBJやIASBが想定している投資家像およびその情報ニーズを裏付けるものであろう。

- (7) 桜井は、企業価値を株式の本源的価値と述べており（桜井 [2010] 43頁）、本稿で考えている、企業価値が株価を決定するための主要な要素という理解と同義であると考えられる。
- (8) 再評価剰余金とは、IASB [2000] において認められる有形固定資産の再評価損益であり、その他の包括利益に計上される項目である。
- (9) 「ファイナンス教育が進んでいるアメリカでは、実物投資の意思決定に割引現在価値法を用いる企業がほとんど（砂川 [2010] 35-36頁）」であり、日本でも国（経済産業省）を中心としてファイナンスをきちんと理解し、正しく使える人材の教育に力を入れ始めている（砂川 [2010] 36頁）という。
- (10) O'Hanlon et al. [1999] は英国企業、若林・八重倉 [2008] は日本企業をサンプルに、株価や株式リターンとの関連性という観点からも、将来業績の予測という観点からも、純利益が包括利益よりも有用であるという結論を出している。このような結論は、企業による意思決定の正しさが、純利益において表現されていると市場が考えていると解釈するしかない（藤井 [2003] 106頁）。とすれば、企業による意思決定に使われた現在割引価値に基づく情報が有用な情報といえるのであり、それは、古賀が述べる「現在割引価値が公正価値の基点である」という主張に一致するのである。なお、Biddle et al. [2006] は米国企業、Roberts et al. [2009] はEUの企業をサンプルに、包括利益が純利益よりも有用であるという結論を出している。
- (11) 会計基準第25号が対象とするその他の包括利益はその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定の3つである（ASBJ [2010] 第7項）。IAS第1号が対象とするのは固定資産に関する再評価剰余金、退職給付会計における数理計算上の差異（一部）、為替換算調整勘定、トレーディング目的以外で所有する資本性金融商品の評価損益、繰延ヘッジ損益、一部の金融負債の再評価損益の6つである（IASB [2011] par. 7）。
- (12) 市川はこのような会計観を実践型資産負債中心観と呼んでいる（市川 [2011] 93頁）。
- (13) なお、大塚 [2003] は配分や対応ではなく、非歪曲をキーワードとして分析を行っている。
- (14) なお、同額だけその他の包括利益を減少させるので、第1期中の評価差額が利益として二度計上されるわけではない。

《参考文献》

- Aboody, D., Barth M. E. and Kasznik R. [1999] “Revaluations of fixed assets and future firm performance: Evidence from the UK,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.26.
- Biddle, G. C. and J. Choi [2006] “Is Comprehensive Income Useful?” *Journal of Contemporary Accounting and Economics*, Vol.2-No.1.
- O’Hanlon, J. F. and P. F. Pope [1999] “The Value-Relevance of UK Dirty Surplus Accounting Flows,” *British Accounting Review*, Vol.31.
- Financial Accounting Standards Board [1976] *Discussion Memorandum; An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*.
- Roberts, C. and Y. Wang [2009] “Accounting Harmonization and the Value-Relevance of Dirty Surplus Accounting Flows,” *Review of Accounting and Finance*, Vol.8-No.4.
- International Accounting Standards Board [2000] *International Accounting Standard No.16; Property, Plant and Equipment*.
- [2004] *International Accounting Standard No.19; Employee Benefits*.
- [2010] *Conceptual Framework*.
- [2011] *International Accounting Standard No.1; Presentation of Financial Statements*.
- 企業会計基準委員会(ASBJ) [2006]『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』。
- [2010]『企業会計基準第25号 包括利益の表示に関する会計基準』。
- 赤城論士 [2011]「包括利益の表示と当期純利益の位置づけ」『産業経理』第71巻第1号。
- 井上良二 [1999]『新財務諸表論』, 税務経理協会。
- [2008]『新版財務会計論』, 税務経理協会。
- 上野清貴 [1998]『会計の論理構造』, 税務経理協会。
- 大塚成男 [2003]「会計基準における利益観」『企業会計』第55巻第1号。
- 小野正芳 [2010]「包括利益の計算基礎」『千葉経済論叢』第43号。
- 河合由佳里 [2011]「包括利益」, 平松一夫監修『IFRS国際会計基準の基礎』第5章所収。

- 企業会計審議会 [2010]『企業会計審議会総会議事録（平成22年7月8日開催分）』，企業会計審議会。
- 草野真樹 [2004]「公正価値測定と業績報告」『企業会計』第56巻第12号。
- 窪田真之 [2011]「金融負債の公正価値オプションへの懸念」『企業会計』第63巻第5号。
- 古賀智敏 [2010]「公正価値概念の考え方」『企業会計』第62巻第11号。
- 斎藤静樹 [2009]『会計基準の研究』，中央経済社。
- 桜井久勝 [2010]「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』第62巻第4号。
- 砂川伸幸 [2010]「ファイナンスと割引現在価値」『企業会計』第62巻第12号。
- 辻山栄子 [1995]「時価主義と価格変動会計」『税経通信』第50巻第14号。
- 徳賀芳弘 [2011]「会計利益モデルと純資産簿価モデル —フロー・ベースからストック・ベースへのパラダイム転換—」『企業会計』第63巻第1号。
- 富田知嗣 [2011]「投資スタイルの変化と会計制度の変化」『会計』第179巻第5号。
- 藤井秀樹 [2003]「利益概念と情報価値」『企業会計』第55巻第1号。
- 若林公美・八重倉孝 [2008]「企業評価モデルのインプットとしての利益の検討 —包括利益と純利益の比較—」『会計』第174巻第5号。

(おの まさよし 本学准教授)